

阿蘇草原再生協議会（仮称）設立準備会において 議論する事項について

議題 1 阿蘇草原再生協議会の設立について

- 1 協議会の設立趣意書（案） 別紙案のとおり
- 2 協議会の名称及び組織（案） 別紙案のとおり
「阿蘇草原再生協議会」とすることを考えている。あるいは別の名称の提案を。
- 3 協議会で検討する対象区域
阿蘇市郡内全域の野草地（以前野草地であった場所を含む。）とする。旧蘇陽町管内について対象から外すことを考えているがどうか。
- 4 協議会の設立発起人
法定協議会は、「実施者が組織する（自然再生推進法第8条）」こととなっているが、各地域における法定協議会では、実施者となる予定のものだけではなく法定協議会の組織化に賛同する多くの団体が発起人（呼びかけ人）となっている場合がある。
発起人となった場合は、協議会構成員公募について関係者に対し積極的に周知・広報を図っていただきたい。（発起人とならない場合でも協力いただきたい。）
- 5 協議会の事務局
環境省阿蘇自然保護官事務所が行うことを想定。ただし、実質は請負先が事務局庶務を行う。（小委員会の運営を担うなど、）共同事務局となる団体はないか。
- 6 協議会の会費
本協議会の会費は無料としたい。事務局経費は、運営を担う事務局が予算の範囲内で支出する。
- 7 協議会の設置要綱（案）及び運営細則（案） 別紙案のとおり
- 8 協議会設立スケジュール（案） 別紙案のとおり
- 9 協議会等の開催曜日について

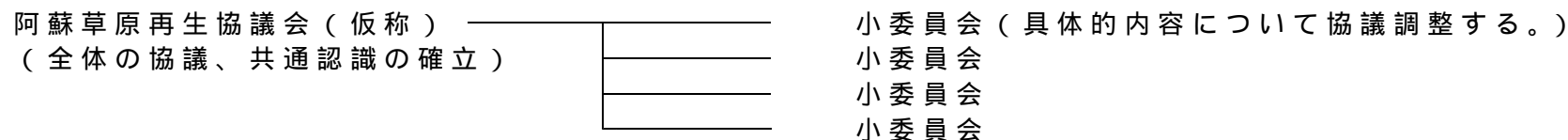
議題 2 構成員の公募について

- 1 0 募集期間（案）
平成17年9月中旬から10月中旬まで1ヶ月間
- 1 1 周知方法
ホームページ、マスコミ等情報提供のほか、広報誌の活用や、個別に関係者に情報提供を各機関より行う。
- 1 2 公募要領（案） 別紙案のとおり
- 1 3 公募事務局
環境省阿蘇自然保護官事務所を想定。
- 1 4 応募者の審査
公募事務局において、継続的に活動を行う者であるか、等を審査する。

議題 3 その他

- 1 5 協議会の会長の選任案について
- 1 6 協議会における小委員会の構成について 別紙のとおり
- 1 7 関係団体担当者一覧表の作成について

阿蘇草原再生協議会（仮称）の組織イメージ（議論のたたき台）



小委員会の例

- ・ 野焼き・採草・放牧の継続による大面積の野草地の確保に関する小委員会（大草原管理小委員会）
- ・ 野草地採草の作業の継続・促進と草資源の循環に関する小委員会（採草・草資源循環小委員会）
- ・ 生物多様性保全上重要な草原の保全・再生に関する小委員会（重要草原小委員会）
- ・ 野草地の保全・再生に貢献する農畜産業の推進に関する小委員会（草原環境貢献農畜産業小委員会）
- ・ 草原環境学習の推進と草原の維持管理従事者・牧野後継者の確保に関する小委員会（草原環境学習・後継者確保小委員会）
- ・ 草原環境のモニタリング及び科学的知見の充実にに関する小委員会（専門家小委員会）

小委員会のほか、全体構想の案の作成など作業を必要とする事務について、事務局だけで案を作成することが適当でない場合は、作業を行うための実務者による作業部会を組織することも想定される。